

平成21年度 第3回 四国地方整備局事業評価監視委員会 議事概要

1. 日時：平成21年11月9日（月）14：30～16：10

2. 会場：高松サンポート合同庁舎 13階会議室

3. 出席者

委員：柏谷委員長、井原委員、大年委員、鈴木委員、松根委員、
三木委員、村上委員

四国地整：局長、次長、次長兼総務部長、企画部長、建政部長、
河川部長、道路部長、営繕部長、用地部長、他

4. 議事内容

・再評価審議

- 1) 一般国道55号 南国安芸道路
- 2) 一般国道11号 徳島インター関連
- 3) 一般国道56号 土佐道路
- 4) 重信川直轄砂防事業

・事後評価審議

- 1) 一般国道56号 大洲道路

5. 審議結果

・再評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。

- 1) 一般国道55号 南国安芸道路

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

○主な意見等

- ・四国8の字ネットワークの整備は四国全体で期待されている。

- 2) 一般国道11号 徳島インター関連

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

○主な意見等

- ・特になし

3) 一般国道56号 土佐道路

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

○主な意見等

- ・特になし

4) 重信川直轄砂防事業

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

○主な意見等

- ・事業期間が長いので、30年位に区切るなど、評価しやすい単位にしてほしい。
- ・事業期間が長いので、整備済のものを除いて費用効果分析を算定する考え方もあるのではないか。

- ・事後評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。

1) 一般国道56号 大洲道路

「事業の効果は発揮されており、今後の事後評価と改善措置は必要ない」とする事業者の判断は「妥当」である。

○主な意見等

- ・特になし。

- ・その他の意見等

- ・公共事業の評価のあり方については、学の側でも、いろいろな観点からもっと検討していく必要がある。